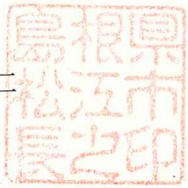


松江市告示第 303 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条に規定する医療扶助を担当する機関について、次のとおり変更したので、同法第 55 条の 3 第 2 号の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 29 日

松江市長 上 定 昭 仁



医療機関の名称	名称変更		変更年月日
	変更前	変更後	
医療法人 坪内内科医院	医療法人 坪内内科小児科医院	医療法人 坪内内科医院	令和 8 年 4 月 1 日